

日本維新の会 憲法改正原案

【ポイント・新旧対照表(コメント及び参照条文付き)】

① 教育無償化

② 統治機構改革 (地域主権関係)

③ 憲法裁判所

〔平成 28 年 3 月 24 日〕

※③は、⑤に伴い令和 4 年 6 月 8 日一部修正

④ 自衛隊明記

〔令和 4 年 5 月 18 日〕

⑤ 緊急事態条項

〔令和 4 年 6 月 8 日〕

日本維新の会・憲法改正原案①

教育無償化

1. 学校教育の無償化

現行憲法の「義務教育の無償」を拡充し、「法律に定める学校における教育」はすべて「公の性質」を有するものであり、幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とするものとする。

2. 教育の機会均等の明確化

国民の教育を受ける権利に関し、経済的理由によってその機会を奪われない旨を明確にする。

改正原案

現行

〔教育を受ける権利、教育の義務及び学校教育の無償〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その適性に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有し、経済的理由によつて教育を受ける機会を奪われない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

※1 一項の「能力に依りて、ひとしく」とは、「（教育を受けるに足りる精神的、身体的能力がある限り）その『機会』は均等であるべき」と解釈されているところであるが、「経済的能力（経済格差）」が読み込まれてしまうことも排除できないのではないかとの指摘（平成二十八年三月九日衆議院文部科学委員会における伊東議員発言参照）を踏まえ、「適性」としてみた（広辞苑によれば「適性」とは「性質がそのことに適していること。また、その性質」と、大辞林によれば「あることに適している性質や能力。また、そのような素質・性格」とされている。）。

※2 一項の後半部分に、経済的理由に影響されることなく教育の機会均等が確保されなければならないという日本維新の会の無償化政策の趣旨を踏まえ、教育の機会均等について具体化する文言を追加した。
 なお、この追加した文言により、同項の「能力」が「経済的能力」を含むものではないことが明らかになると解することもできるか。この場合、前半部分の「能力」はそのまま維持することも可能となるか。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

③ 法律に定める学校における教育は、すべて公の性質を有するものであり、幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とする。

（新設）

※1 「義務教育の無償」から「学校教育の無償」へと無償措置の対象が拡大

することから、新たに項を新設して規定することとした。

※2 無償措置の対象を、「公の性質」を有するところの「法律に定める学校における教育」としている。

なお、現行の教育法体系における「法律に定める学校」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学など（学校教育法一条。いわゆる「一条校」）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律二条七項）とされているところであるが、日本維新の会は、①「経済的理由によって体系的な教育を受ける機会を逸するようなことは、ゆめゆめあってはならない」という強い決意の下、二十六条一項の改正を行っていること、②それを受けて、二十六条三項を新設し、幼児期の教育から高等教育に至るまでの心身の発達に応じて体系的・組織的に行われる教育は「公の性質」を有するものとして「法律に定める学校」とすべきとしていること、などに鑑みれば、新二十六条の下において、学校教育法をはじめとする教育法体系について抜本的な改正が行われることとなる。

※3 この点、特に問題となるのが「保育所（保育園）における保育」である。保育は、養護と教育が一体となって行われるものであり、日本維新の会は、保育所における教育についても幼稚園における教育と同様に憲法上の無償措置の対象とする必要があると考えている。三項において「幼児期の教育」という文言を採用したのは、「幼稚園・保育所」の双方で行われる教育を包括する趣旨であり（平成十八年六月八日衆議院教育基本法に関する特別委員会における馳文部科学副大臣答弁参照）、これにより保育所における教育についても無償措置を講ずることが憲法上の要求であることを明確にした。その結果、この改正憲法の趣旨を踏まえた関係法の抜本的な改正が行われることとなる。

また、専門学校をはじめとする専修学校等についても、保育所と同様に、職業又は實際生活に必要な能力を育成する等、他の学校に類する体系的・組織的な教育を行っているものについては、無償措置の対象となり、当然に所要の法改正が行われることとなる。

※4 「法律の定めるところにより、無償とする」と規定することにより、無償措置につき、国の財政状況を勘案して、私立学校等に関する支援限度額等の導入も立法政策として許容することを示した。この点、立法政策として支援限度額等の導入を許容することにより無償措置が現在よりも後退するおそれがあるのではないか、との批判も想定される。しかし、新設する三項において「法律に定める学校における教育は、すべて公の性質を有する」旨を宣明したところであり、少なくとも、無償措置を現状より後退させることはない、とするのがこの改正の趣旨である。

※5 なお、私立学校を無償措置の対象とすることに伴い、憲法八十九条の整理も必要となるか。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

第八十九条 公の財産の用途制限

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

○教育基本法（平成十八年法律第二百十号） 抄

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○旧教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号） 抄

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、

性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。四

第六条（学校教育）

② 略

法律に定める学校は、公の性質を持つものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄 ※条文は、平成二十八年四月一日以降のもの。

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

日本維新の会 憲法改正原案② 統治機構改革（地域主権関係）

第8章 地域主権

原則

92条

二層制（道州制）：自治体は、基礎自治体及び道州とする

93条

地域主権の本旨：

- ①住民自治・団体自治（1項）
- ②役割分担〔補完性の原則〕（2項）

組織

94条

	道州	基礎自治体
具体的な組織・運営	その自治体の条例（1項）	
種類・区域その他の基本事項	（法律）	道州条例（2項）

作用

95条の2

- 一般的権限・条例制定権（1項）
- 法律に優位する道州条例（優先条例）（2項）
- ※通常の上乗せ・横出し条例（道州条例・基礎自治体条例）
= 従前どおりの解釈

95条

道州・基礎自治体	
○議会の設置（1項） ○長の設置（2項）	○直接公選（3項） ○選挙権の国籍条項

95条の3

道州	基礎自治体
課税自主権（1項）	
道州相互間での財政調整（2項）	道州内での財政調整（2項）

95条の4

紛争処理（憲法裁判所）

[※ 検討事項：上院を地域代表として構成]

参考：現行憲法の構造（地方自治関係）

第8章 地方自治

92条

地方自治の本旨（内容への言及なし）

原則

組織

93条

地方公共団体

○議会の設置 (1項)	→	○長・議員の 直接公選 (2項)
----------------	---	---------------------

作用

94条

○一般的権限・条例制定権

95条

地方自治特別法

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）

（傍線部分は改正部分）

改正原案	現行
<p>第八章 地域主権</p> <p>※ 「地域主権」：「地方」では格下という印象を与え、また「地方」という言葉の意味も使われる場面により様々であるとの意見を踏まえ、「地域」という文言を用いた。また、国から権限を分け与えられるという意味の「分権」ではなく、国と対等・協力の関係に立つ統治の主体であるという趣旨から、「主権」という文言をあえて用いている。</p> <p>〔二層制〕</p> <p>第九十二条 自治体は、基礎自治体及びこれを包括する広域自治体としての道州とする。</p> <p>※1 「自治体」：住民の意思に基づく自律的な統治の主体であるとの趣旨を表す言葉として考案したもの。なお、「地域政府」といった表現もあり得るが、国における「政府」とは内閣とその統括の下にある行政機関を指すことが多くことに鑑みると、地方議会（大幅な条例制定権を付与された「立法機関」として位置付けられる）も含めた自治体の統治機構全体を指す言葉として適切か、との批判もあり得ることから、単に「自治体」とした。</p> <p>※2 本条は、道州と基礎自治体の二層制を規定している。自治体の組織に関する総則的な規定として、冒頭に置いた。</p> <p>道州について、「基礎自治体を包括する広域自治体」と定義することにより、その実体要件の根幹を規定した。地方自治に関する憲法の規定は、自治権確保の観点から国の立法権を制約することにその意味があると考えられるところ、以下の規定が現行憲法よりも詳細になっていることと併せて、今後の具体的立法の方向付けを行っている。</p>	<p>第八章 地方自治</p> <p>（新設）</p>

〔地域主権の本旨〕

第九十三条 自治体の組織及び運営については、地域における立法及び行政が住民の意思に基づいて行われるとの**住民自治**の原則及び国から独立した団体自らの意思と責任の下でなされるとの**団体自治**の原則を旨とする。

※ 従来「地方自治の本旨」の内容とされてきた「住民自治」と「団体自治」を規定するもの。本改正原案では、これら2つの原則に、次項で規定する補完性の原則に基づく「役割分担」を加えた3つの原則を「地域主権の本旨」と定義している（九十四条一項参照）。

② 国、道州及び基礎自治体の役割分担は、住民に身近な行政はできる限り身近な主体が担うとの**補完性の原則**に基づくものとする。国は、国家としての存立に関わる事務その他の国が本来果たすべき役割を担うものとし、それ以外の事務は自治体が担うことを基本とする。

※1 国、道州、基礎自治体の役割分担を規定したもの。前段では「補完性の原則」を規定しており、これにより、基礎自治体に行うことは基礎自治体に、道州に行うことは道州に、という考え方を明らかにしている。

※2 後段は、前段の補完性の原則を受けて、特に国と自治体の間での役割分担を具体的に規定したもの。

現行の法律、すなわち、第一次地方分権改革（平成十二年）で導入された地方自治法一条の二では、国の役割として、①国家としての存立に関わる事務、②「1」全国的に統一して定める国民の諸活動や「2」地方自治に関する基本的な準則、③全国的規模で行う施策や事業の実施、の三類型を例示しているが、本憲法改正原案では、①のみに限定して例示することとした。これは、②や③を掲げると、それが国の役割を拡大する根拠として利用され、結局現状追認になるのではないか、との危惧を払拭するためである。

なお、「国家としての存立に関わる事務」は例示であり、それ以外にも国

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

（新設）

の役割とされる事項はあり得るが、本改正原案では、それは、①と同程度に国が行う必要性が高いものに限定され、具体的には、「国家戦略に係る基本計画」の企画立案のようなものを想定している。この場合においても、「国家戦略に係る基本計画」は国が担当するが、これに基づく事業の実施そのものは、道州に委ねられることとなる。

※3 「補完性の原則」に基づく役割分担を規定したことにより、自治体の役割に属する事項については、国の法令では、自治体を事細かに縛ることは許されず、基本的な準則を定めるにとどまると解される。同時に、後に見る九十五条の二第二項により、道州所管事項については、法律に優先する道州条例を制定することができることとなる。これらにより、自治体の立法権の飛躍的な拡大を図る趣旨である（九十五条の二第二項の注も参照）。

〔自治体の組織及び運営〕

第九十四条 自治体の組織及び運営に関する事項は、前条の**地域主権の本旨**に基づき、その自治体の条例で定める。

② 道州内における基礎自治体の種類、区域その他の基本事項は、**地域主権の本旨**に基づき、道州条例で定める。

※ 一項は、自治体の組織運営は、その自治体自身が定めるとの原則を規定したものである。

ただし、道州内での基礎自治体の区域などは、当該基礎自治体に任せていては決着しない場合も考えられるため、その種類（市・町・村等の別）や名称などと併せて、道州条例で定めることとしている。

なお、道州の名称、区域等については、事柄の性質上、国の法律で定めることとなる。

〔議会及び知事その他の長・直接公選〕

第九十五条 自治体には、その条例その他重要事項を議決する立法機関として、**議会**を設置する。

（新設）

（新設）

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として**議会**を設置する。

※ 条例制定権の拡大に伴い、地方議会を、「立法機関」と位置付けて、四十一条で国会を「国の唯一の立法機関」と位置付けていることとの関係を整理することとした。

② 自治体には、その自治体を代表する執行機関として、道州にあつては知事を、基礎自治体にあつては長を設置する。

※ 道州に置かれる執行機関については、知事という名称も含めて憲法上規定している。他方、基礎自治体に置かれる執行機関については単に「長」とし、具体的な名称については、道州条例に委ねることとした。

③ 自治体の議会の議員、知事又は長及び自治体の条例で定めるその他の公務員は、その自治体の住民であつて日本国籍を有する者が、直接これを選挙する。

※ 議会と長の二元代表制を維持することとした。また、自治体の立法権が飛躍的に拡大することを受けて、その立法権を担う議員などを選ぶ選挙権は、国民主権原理に基づき日本国民のみが持つことを明確に規定した。

〔条例制定権等〕

第九十五条の二 自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、この憲法に特別の定めがある場合を除き、法律の範囲内で、条例を制定することができる。

※ 現行九十四条と同様、自治体の一般的権限を規定するもの。自治体の一般的権限については、文言上は現行九十四条と同じとしているが、他の条項の改正を受けて解釈されるものであるから、同じ文言を維持しているといつても、その内実は大幅に拡大された形で解釈されることとなる。また、条例の制定については、「法律の範囲内」の例外として、「この憲法に特別の定めがある場合」を明示しており、本条二項がそれに該当する。

② 道州は、第九十三条第二項の規定により国が担う役割に係る事項以外の

(新設)

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(新設)

事項として法律で定める事項〔道州所管事項〕については、法律に優位した条例〔優先条例〕を制定することができる。

※1 道州の役割とされた領域として法律で定めるもの（道州所管事項）については、法律に優位する道州条例（優先条例）を定めることができるようにした。九十三条二項（役割分担）を根拠とする「道州所管事項」の拡大と相まって、自治体の条例制定権の範囲を飛躍的に拡大させる根拠となり得るものと考えられる。

「道州所管事項」の範囲について法律で規定することとしているのは、九十三条の「地域主権の本旨」に鑑みて道州所管事項を極力拡大する方向性を明らかにする一方で、具体的な「道州所管事項」の範囲は「国権の最高機関」である国会の意思で定めることにより、日本国としての一体性の確保との調和を図ろうとする趣旨である。

※2 なお、従来の憲法解釈でも、条例が法令とは別の目的に基づく場合や、条例が法律と同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしも全国一律に同一内容の規制を施す趣旨ではないと解されるときは、条例が法律と矛盾・抵触することはないとされている（徳島公安条例事件・最高裁判法廷昭和五十年九月十日判決）。このような場合に「上乘せ」「横出し」が認められる点は、本項を規定した後も変わりがないのは当然である。

〔課税自主権・財政調整〕

第九十五条の三 自治体は、地域主権の本旨に基づき、その自治体の**地方税の賦課徴収に関する権限**を有する。

※ 道州の租税の賦課・徴収に関する権限を規定している。この規定と、九十三条二項で役割分担を規定したことにより、地方税について、国の法律は基本的な準則しか定められないことになる。

これらにより、課税に関する道州の自主的な判断を広く認め、地方税の在り方が法律で厳格かつ詳細に定められている現状を変える趣旨を強く出している。

（新設）

② 自治体が地方税その他の自主的な財源ではその経費を賄えず、財政力に

(新設)

著しい不均衡が生ずる場合には、道州にあつては法律の定めるところにより道州相互間で、基礎自治体にあつては道州条例の定めるところによりその基礎自治体を包括する道州内で、財政調整を行うものとする。

※ 財政調整について規定している。道州については道州相互間の水平的財政調整を、基礎自治体については道州内での(水平的又は垂直的)財政調整を規定している。

〔権限についての訴訟〕

第九十五条の四

国、道州及び基礎自治体の相互間における権限の存否又は

(新設)

その行使に関する紛争についての訴訟その他法律の定める事項は、憲法裁判所で処理するものとする。

※ 国、道州、基礎自治体の権限に関する争いは、憲法裁判所で判断することを規定している。なお、具体的には憲法裁判所の権限に関する規定で定めることを想定している。

(削る)

※ 地方自治特別法の住民投票について定める現行九十五条は、削ることとしている。昭和二十七年を最後に適用事例がないことや、改正後の憲法の下では自治体に関する国の法律の規律密度が低下するため、特定の自治体のみを取り上げてその組織、運営、権能について事細かに規定するような法律は想定しにくいと考えられるためである。

第九十五条

「の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」

* 国会に道州の意見を反映する仕組みとして、上院を地域代表の院として構成することについて検討する。

※ 上院を地域代表の院として構成することで、①上院議員の選出方法、②上院の権限、③上院議員の「全国民の代表」としての性質にどのように影響するかになるのか、今後検討する。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

〔国会の地位〕

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄

〔国及び地方公共団体が分担すべき役割〕

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第二条 ①～⑩ 略

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようになければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬～⑰ 略

〔条例〕

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

②～③ 略

日本維新の会・憲法改正原案③

憲法裁判所

1. 権限及び判決の効力

[権限]

- ① 憲法裁判所は、法令又は処分その他の行為が憲法に適合するかどうかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である。
- ② 憲法裁判所は、(1)法令等の抽象的合憲性審査、(2)法令の具体的合憲性審査(司法裁判所からの移送を受けての審査)、(3)機関争訟(憲法により権限を定められた機関相互間の争訟)審査の権限を有する。

※ 直接に国民から訴えを受ける「憲法訴願」のような制度は設けない。



[効力]

- ① 憲法裁判所の判決において憲法に適合しないとされた法令又は処分その他の行為は、当該判決により定められた日に、効力を失う。
- ② 憲法裁判所の判決は、全ての公権力を拘束する。

2. 構成

- ① 憲法裁判所は、12人の裁判官でこれを構成するものとし、法律の定めるところにより、衆議院、参議院及び最高裁判所がそれぞれ4人ずつ任命する。
- ② 憲法裁判所の裁判官は、任期を6年とし、再任されることができない。

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）

（傍線部分は改正部分）

改正原案	現行
<p>第五章の二 憲法裁判所</p> <p>※ 憲法裁判所の章の位置については、憲法裁判所が、①通常裁判所の法律適用の前提となる違憲立法審査を行う機関であること、②国会・内閣に類する政治的色彩を有する機関であること、に鑑み、司法の章（六章）の前に置くことが適当ではないか。</p> <p>〔憲法裁判所の権限〕</p> <p>第七十五条の二 憲法裁判所は、次条から第七十五条の五までの規定による訴え、移送された事件等について、一切の法律、命令、条例、規則、措置又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である。</p> <p>※ 現行の憲法八十一条の一般的な解釈によれば、同条に列記されていない条例や条約についても、違憲審査の対象であるとされているが、第八章（地方自治）の抜本的改正に伴い、広範な立法権限を有する道州・基礎自治体が創設されることに鑑み、特に、「条例」は明記することとした（次条、七十五条の四及び七十五条の六において同じ）。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

〔法令等の抽象的合憲性審査〕

第七十五条の三

内閣総理大臣又はいずれかの議院の総議員の四分の一以上

(新設)

の議員は、法律の定めるところにより、憲法裁判所に対し法律、命令、条例又は規則が憲法に適合するかどうかの確認の訴えを提起することができる。第九十六条の三第一項及び第九十六条の五第一項の規定による措置についても、同様とする。

② 第九十六条の三第一項の規定による任期の延長の期間が六月を超えた場

(新設)

合においては、憲法裁判所は、職権で、同項の規定による措置が憲法に適合するかどうかの判断を行うことができる。

※1 第八章（地方自治）の抜本的改正に伴い、広範な立法権限を有する道州・基礎自治体が創設されることに鑑みると、特に道州については憲法裁判所に訴えを提起する方途を用意すべきであると考えられ、この場合、①道州自身が提訴権を有する、②両院の機構改革に伴って上院を地域代表の院として構成し、道州は上院を通じて訴えを提起する、という案があり得る。

※2 一項後段及び二項は、第九章の二（緊急事態）の創設に伴い追加したものの。緊急事態の宣言の効果としての国会議員の任期延長・選挙期日特例や緊急政令・緊急財政処分といった強力な措置が立法府・行政府により濫用され、国民の権利が過度に制約されることのないよう、憲法裁判所の審査の対象とした。詳細については、「日本維新の会 憲法改正原案⑤ 緊急事態条項」参照。

〔法令の具体的合憲性審査（通常裁判所からの憲法判断の移送）〕

第七十五条の四 通常裁判所は、その係属している事件について、当該事件に適用しようとしている法律、命令、条例若しくは規則又は当該事件に係る処分が憲法に適合するかしないかの判断を求めると認めるときは、法律の定めるところにより、当事者からの申立てにより又は職権で、これを憲法裁判所に移送することができる。

※1 現行憲法の裁判所のことを「通常裁判所」と表記している。

※2 フランスと同様に、訴訟の当事者から法令の規定が憲法に違反する旨の主張がなされた場合には、通常裁判所は、①当該規定を審査することが不可欠である、②主張された憲法問題が重大なものである、③当該規定が以前に合憲であると判断されていない（事情変更の場合を除く）、の三要件を満たすか否かを検討した上で、憲法裁判所に移送する、といったイメージが想定される。

〔機関相互間の争訟〕

第七十五条の五 前二条に定めるもののほか、憲法により権限を定められた機関は、法律の定めるところにより、その権限の存否又はその行使に関する紛争について、憲法裁判所に対し、訴えを提起することができる。

※1 典型的には、地域主権の章において規定するように（九十五条の四）、国、道州、基礎自治体の相互間において、権限の存否又はその行使に関して紛争が発生した場合、その争訟を憲法裁判所で処理することが挙げられる。

※2 具体的な争訟要件や手続は、法律で定めることとなる。

〔憲法裁判所の判決の効力〕

第七十五条の六 憲法裁判所の判決において憲法に適合しないとされた法律、命令、条例、規則、措置又は処分は、当該判決により定められた日に、効

（新設）

（新設）

（新設）

力を失う。

② 憲法裁判所の判決は、すべての公権力を拘束する。

(新設)

※ 憲法裁判所は、第一審にして終審の裁判所であることから（七十五条の二を参照）、憲法裁判所の判決については、上訴することができないこととなる。

〔憲法裁判所の構成〕

第七十五条の七 憲法裁判所は、十二人の裁判官でこれを構成し、法律の定めるところにより、衆議院、参議院及び最高裁判所がそれぞれ四人を任命する。

(新設)

※1 憲法裁判所の裁判官の任命権者は各国ごとに異なるが、ここでは、民主的な正統性を付与するとともに過度に党派性を帯びないようにするという理由により、衆議院、参議院及び最高裁判所としている（議院内閣制の下、内閣まで任命主体とすると、過度に与党に有利になるため、内閣は外してある）。

※2 また、衆議院及び参議院が任命を行う場合に、過度に与党の意向が反映されることを防止するために、「出席議員の三分の二以上の多数」による議決を要することも考えられるが、この場合、これを憲法レベルで規定する方法と法律レベルで規定する方法とがあり、右の案では、この議決要件を法律のレベルで規定することとしてある。

② 憲法裁判所の裁判官は、識見が高く、かつ、法律の素養のある者の中から任命されなければならない。

(新設)

③ 憲法裁判所の長たる裁判官は、憲法裁判所の裁判官が互選した者について、天皇が任命する。

(新設)

④ 憲法裁判所の裁判官は、任期を六年とし、再任されることができない。

(新設)

※ なお、改正憲法の施行時（憲法裁判所発足時）の裁判官については、任期三年の裁判官が六人、任期六年の裁判官が六人として、衆・参・裁がそれぞれ

れを二名ずつ任命し、二回目の任命からは、フルサイズの任期（六年）で回していくことを想定している（経過措置で規定）。また、欠員が生じた場合にこれを補充するに当たっては、当該欠員に係る裁判官の任命主体（衆・参・裁）が後任を任命し、その任期は六年とすることが想定される。

〔裁判官の身分の保障〕

第七十五条の八 すべて憲法裁判所の裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

② 憲法裁判所の裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。憲法裁判所の裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

〔裁判の公開〕

第七十五条の九 憲法裁判所の裁判は、法律の定めるところにより、公開法廷でこれを行う。

〔憲法裁判所の規則制定権〕

第七十五条の十 憲法裁判所は、第七十五条の三から第七十五条の五までの規定による訴え又は移送された事件に係る訴訟等に関する手続並びに憲法裁判所の内部規律及び事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

〔その他〕

※1 右の各条項において、明示的に法律への委任規定を置いていない事項についても、施行細則に属するような事項に関しては、法律で細目的な手続規定を定めることは、当然に可能である。

※2 なお、憲法裁判所を設けることにより、八十一条（違憲立法審査権）をはじめとする司法の章（六章）の規定については、所要の整理が行われることとなる。

（新設） 参照・現行憲法

第七十六条 （第一項・第二項 略）

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

（新設） 参照・現行憲法

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

（新設） 参照・現行憲法

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

第六章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

- 第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを行ふ公開しなければならない。

日本維新の会・憲法改正原案④

自衛隊明記

自衛隊の明記

〔自衛隊の保持〕

第9条の2 前条〔= 9条1項・2項〕の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する。

現在の憲法解釈（※）の範囲内で自衛隊を保持することを明記する。

※自衛権について

我が国が行使することができる自衛権の範囲については憲法上明記せず、閣議決定による憲法解釈及び法律で規律付けするという現在の枠組みを維持する。

ただし、第2次安倍内閣が2014年に閣議決定した武力行使の「新三要件」、第3次安倍内閣が2015年に国会へ提出し可決成立した「平和安全法制」等を維持するか否かは、別途、検討する。

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）

（傍線部分は改正部分）

改正原案	現行
<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p>〔自衛隊の保持〕</p> <p>第九条の二 前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部のひとして、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する。</p> <p>※1 本条（Ⅱ九条の二）を新設し、自衛隊を明記する理由は、「自衛隊は違憲」と主張する政党が国会に議席を有していることから、憲法に自衛隊を位置付け、そのような主張の根拠を解消する必要があるためである。</p> <p>※2 九条と九条の二の関係については、「前条（Ⅱ九条）の範囲内で……自衛隊を保持する」と規定することで、九条の二を新設しても九条に影響を与えないことを簡潔に表現した。</p> <p>※3 「行政各部のひとして」という表現は、七十二条における「内閣総理大臣は、……行政各部を指揮監督する」や七十三条における内閣の職務権限に関する規定に鑑みたものである。「法律の定めるところにより、行政各部のひとして」の自衛隊と簡潔に規定することにより、①自衛隊が防衛省の上位に位置付けられる機関ではないこと（Ⅱ自衛隊と防衛省は同一の行政機関内の表裏の関係にあること）及び②自衛隊の「実力組織」という性格に鑑み、行政の枠内において民主的統制に服せしめるということを明確に</p>	<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p>（新設）</p>

した。

※4 法制的には、これまでの政府答弁等を踏まえて、「自衛のための実力組織」(あるいは、「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」と規定すれば、その組織の性格を必要かつ十分に表現していると考えられるところである。しかし、あくまでも国民が支持している現在の「自衛隊」を確認的に憲法に位置づけるといふ趣旨を明確にするために、あえて「自衛隊」という固有名詞を明記することとした。この「自衛隊」については、「自衛のための実力組織」としての「自衛隊」と規定することにより「自衛隊」Ⅱ「自衛のための実力組織」と整理しているので、「自衛隊」といった固有名詞を用いたからといって、その法的性格が変わるわけではない。

※5 なお、この憲法改正の趣旨は、※1で述べたとおり、現行の九条一項・二項に関する解釈のうち、「自衛のための実力組織である自衛隊の存在が認められる」といった部分についてのみ憲法に明記することにより、一部にある自衛隊の違憲の疑義を払拭しようとするものである。すなわち、現行の九条一項・二項に関する解釈のうち、行使できる「自衛権」の範囲に関する解釈については、本条項によっては何ら一定の結論を導き出すものではないことに、留意が必要である。

日本維新の会としては、我が国が行使することができる自衛権の範囲については、現時点においては政府解釈を是とするもの、芦田修正を含めた制定経緯やその文言等を踏まえて更に検討し、再度の解釈変更の可能性を検討していくべきであると考えている。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係进行处理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号） 抄

〔行政各部の指揮監督〕

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

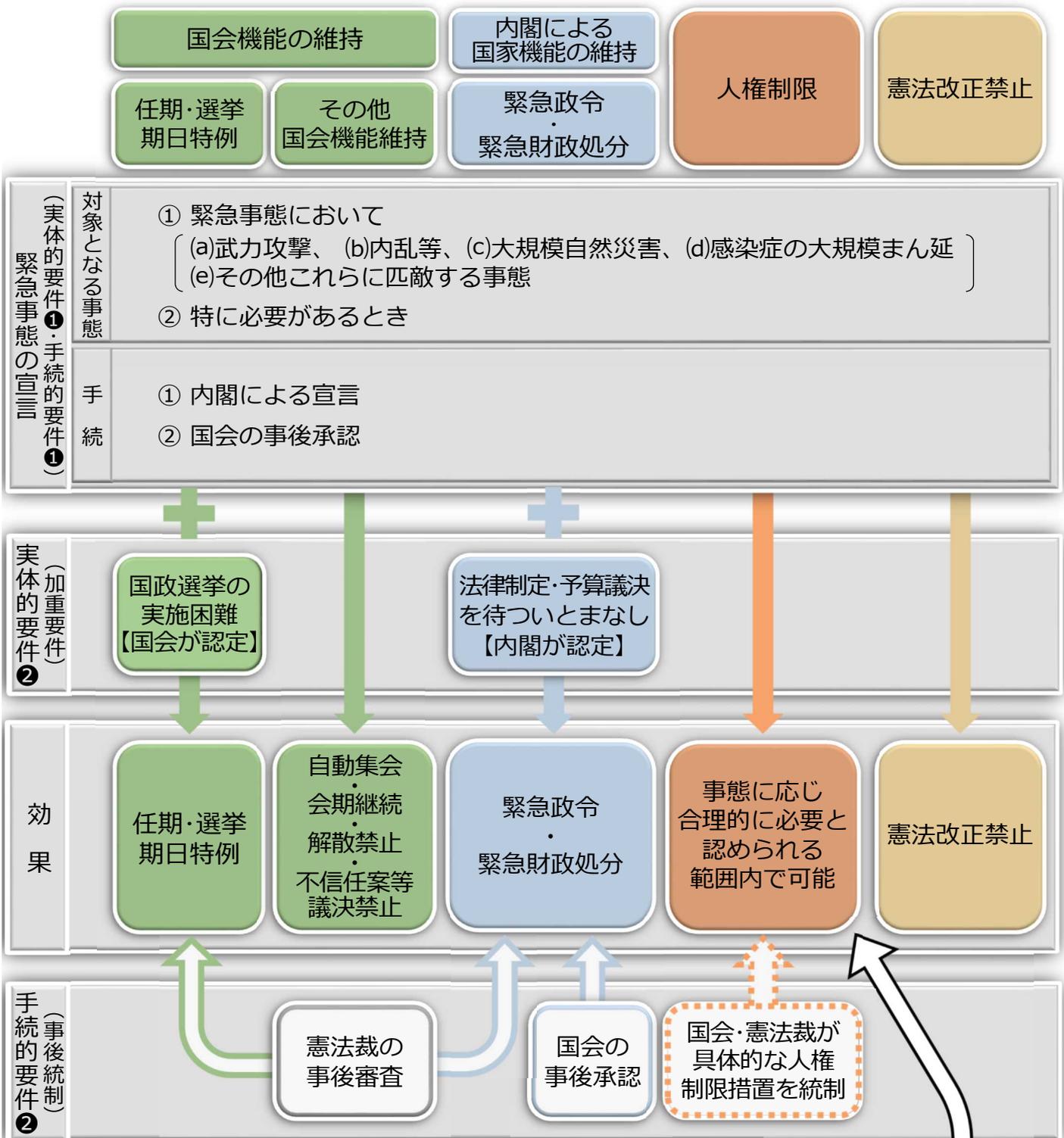
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号） 抄

（内閣総理大臣の指揮監督権）

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

日本維新の会・憲法改正原案⑤

緊急事態条項



人権保障

※平時も含めた一般的規定として整理

- 「絶対に制限してはならない人権」の明記
(①内心の自由、②内心における信仰の自由、③検閲、④奴隷的拘束の絶対的禁止)
- 人権の「本質的内容」の制限の絶対的禁止
(人権の総則的規定において、人権の「本質的内容」は絶対に制限してはならない旨を規定)

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）
 【緊急事態条項に関する改正】

（傍線部分は改正部分）

改正原案	現行
<p>第九章の二 緊急事態</p> <p>〔緊急事態の宣言及び解除〕</p> <p>第九十六条の二 内閣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模な自然災害、感染症の大規模なまん延その他これらに匹敵する緊急事態において、特に必要があるときは、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>※1 緊急事態の宣言の対象となる事態として、まず、①外部からの武力攻撃、②内乱等、③大規模な自然災害、④感染症の大規模なまん延の四類型を明記した。その上で、⑤「その他これら（四類型）に匹敵する緊急事態」として、列挙する事態以外に対象となる事態はあくまでもこれらの事態に「匹敵」するものであることを明記し、その範囲を限定することとした。</p> <p>※2 緊急事態の宣言の効果は、①国会議員の任期延長・選挙期日特例（九十六條の三）、②国会の自動集会・会期継続、衆議院の解散の禁止・内閣不信任案等の議決禁止（九十六條の四）、③緊急政令・緊急財政処分（九十六條の五）、④人権制限（九十六條の六）、⑤憲法改正の禁止（九十六條の七）である。ただし、①及び③については、それぞれの条項において加重要件を課しており、緊急事態の宣言によって直ちに効果が生じるわけではない。</p> <p>② 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>※1 緊急事態の宣言は、緊急事態の発生を一次的に把握し得る内閣が行うこととし、これに対する国会の承認は、緊急時における迅速な対応の必要性を重視して事後的に要することとした。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

※2 本項の国会承認を含む宣言手続や宣言の効果に関する事項等、本章の規定を実施するための事項を定める包括的な法律として、「緊急事態基本法」(仮称)の制定を想定している。

③ 内閣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき又は緊急事態がやんだときその他当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、速やかにこれを解除するものとする。

※ 宣言を解除すべき場合として、宣言に対する民主的統制を及ぼす観点から、
①宣言の発出について国会の承認が得られなかった場合及び②その後の事情変化等を踏まえて国会が解除すべき旨を議決した場合を規定した。また、現状を一次的に把握し得る内閣の判断による解除も規定した。

〔両議院の議員の任期の延長及び選挙期日の特例等〕

第九十六条の三

緊急事態の宣言が発せられた場合において、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認める特別の事情があるときは、法律の定めるところにより、国会は、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、衆議院議員又は参議院議員の任期の延長及びその選挙期日の特例を定めることができる。

※1 緊急時においてこそ、国会機能を維持し、立法機能・行政統制機能等を果たすことが一層重要であることに鑑み、選挙が実施できないことにより国会議員が不在となる事態を避けるため、本条を設けることとした。

※2 国会議員の身分は議会制民主主義の根幹に関わるものであり、要件を嚴格にするという趣旨から、宣言の発出に加えて、「選挙の適正な実施が困難であると認める特別の事情があるとき」という加重要件を設けるとともに、国会議員自らによる「お手盛り」の防止のため、任期延長・選挙期日特例

(新設)

(新設)

を定めるためには特別多数（各議院の出席議員の三分の二以上の多数）を必要とすることとした。

※3 国会議員の任期延長・選挙期日特例について、その要件充足性を判断させるため、憲法裁判所の事後審査の対象とした（七十五条の三）。

② 衆議院議員又は参議院議員の任期が衆議院の解散又は任期満了により終了した日後その選挙期日までの間に緊急事態の宣言が発せられた場合において、前項の議決をしようとするときは、当該議決をする限りにおいて、当該任期は終了していないものとみなす。

※ 本項は、衆議院解散や議員任期満了により議員が身分を失った時点から、選挙までの間に緊急事態の宣言が行われた場合における議員身分の復活を規定したもの。一項の任期延長・選挙期日特例を定める議決を行う限りにおいて、当該任期は終了していないものとみなすこととした（特例が議決されれば、復活した議員は、引き続き身分を保持することとなる）。

〔国会の自動集会・会期継続及び衆議院の解散の禁止・内閣不信任案等の議決の禁止〕

第九十六条の四 緊急事態の宣言が発せられた場合において、国会が閉会中であるときは、両議院の議員は、法律の定めるところにより、各議院に集会する。

② 緊急事態の宣言が発せられている間は、国会は閉会とならず、また、衆議院は解散されない。

③ 緊急事態の宣言が発せられている間は、衆議院は、内閣の不信任又は信任の決議案を議決することができない。

※ 前条と同様に、緊急時においてこそ、国会機能を維持することが重要であることに鑑み、本条を設けることとした。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

〔緊急政令及び緊急財政処分〕

第九十六条の五 緊急事態の宣言が発せられた場合において、国会による法

律の制定又は予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、あらかじめ法律の定めるところにより、内閣は、法律と同一の効力を有する緊急政令を制定し、又は財政上必要な処分を行うことができる。

※1 本条では、前二条（国会議員の任期延長・選挙期日特例、国会の自動集会・会期継続、衆議院の解散禁止、内閣不信任案等の議決禁止）により国会機能の維持を図ったとしてもなお国会が機能し得ない場合や、国会が機能する状態にあっても国会の議決手続を待つ時間がないと認められる高い緊急性を要する場合に備えて、「内閣による国家機能の維持」に関する方策（緊急政令・緊急財政処分）を規定した。このような趣旨から、宣言の発出に加えて、「国会による法律の制定又は予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるとき」という加重要件を設けている。

※2 「あらかじめ法律の定めるところにより」と規定した。この点、単に「法律の定めるところにより」とすると、緊急政令は法律と同一の効力を有するため、緊急政令がその根拠となる法律自体をも改正してしまうおそれがある。そこで、そのようなことを防ぐために、「あらかじめ法律の定めるところにより」と明記し、緊急政令は事前に定められた法律の範囲内に限り制定されることを担保した。緊急財政処分も含め、具体的には、前述の「緊急事態基本法」（仮称）を制定し、そこで詳細を定めることを想定している。

※3 緊急政令・緊急財政処分について、その要件充足性等を判断させるため、憲法裁判所の事後審査の対象とした（七十五条の三第一項）。

② 前項の政令の制定及び処分は、臨時のものであつて、事後に国会の承認が得られない場合には、その効力を失う。

※1 緊急政令・緊急財政処分は、平時の権限配分とは異なる内閣による例外

（新設）

（新設）

的な権限行使であることから、憲法五十四条三項（参議院の緊急集会でとられた措置に関する規定）を参考に、あくまでも臨時のものであることを明記した上で、事後に国会承認が得られない場合には失効するとして、国会による民主的統制を確実に及ぼすこととした。

※2 事後に国会承認が得られない場合には、将来に向かって効力を失うことを想定している。これは、緊急政令・緊急財政処分によって講じられた措置を過去に遡って無効とすることは、安定性を著しく害するためである。

参考・日本維新の会憲法改正原案③ 憲法裁判所

（傍線部分が、緊急事態条項の創設に伴い修正する部分）

第五章の二 憲法裁判所

〔憲法裁判所の権限〕

第七十五条の二 憲法裁判所は、次条から第七十五条の五までの規定による訴え、移送された事件等について、一切の法律、命令、条例、規則、措置又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である。

〔法令等の抽象的合憲性審査〕

第七十五条の三 内閣総理大臣又はいずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員は、法律の定めるところにより、憲法裁判所に対し法律、命令、条例又は規則が憲法に適合するかしないかの確認の訴えを提起することができる。第九十六条の三第一項及び第九十六条の五第一項の規定による措置についても、同様とする。

② 第九十六条の三第一項の規定による任期の延長の期間が六月を超えた場合においては、憲法裁判所は、職権で、同項の規定による措置が憲法に適合するかしないかの判断を行うことができる。

〔憲法裁判所の判決の効力〕

第七十五条の六 憲法裁判所の判決において憲法に適合しないとされた法律、命令、条例、規則、措置又は処分は、当該判決により定められた日に、効力を失う。

② 憲法裁判所の判決は、すべての公権力を拘束する。

〔憲法裁判所の規則制定権〕

第七十五条の十 憲法裁判所は、第七十五条の三から第七十五条の五までの規定による訴え又は移送された事件に係る訴訟等に関する手続並びに憲法裁判所の内部規律及び事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

※1 国会議員の任期延長・選挙期日特例や緊急政令・緊急財政処分といった強力な措置が立法府・行政府により濫用され、国民の権利が過度に制約されることのないよう、これらを「憲法裁判所の審査」の対象とした（第七十五条の三第一項）。

※2 さらに、国会議員の任期延長・選挙期日特例については、緊急事態を脱しても議員任期が延々と延長され続けるおそれもあるため、その特例の必要性を客観的に判断する観点から、任期延長期間が六箇月を経過した場合には、憲法裁判所が職権により、その憲法適合性を審査できることとした（第七十五条の三第二項）。

※3 なお、憲法裁判所の審査については、既に「日本維新の会 憲法改正原案」（平成二十八年三月二十四日）において憲法裁判所の章を設け、基本的な制度設計を行っていたことから、当該章に必要な事項を追加して対応することとした。

〔人権制限及び人権規定の最大限の尊重〕

第九十六条の六 緊急事態の宣言が発せられたときは、その事態に応じ合理的に必要と認められる範囲内において、国民の自由及び権利を制限し、又は義務を課することができる。この場合においても、基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

(新設)

※ 緊急時においては、事態に応じて合理的に必要な範囲内で平時よりも強度の人権制限が必要となる場合もあり得ることから、そうした制約の可能性を前提とした上で、そのような場合であっても、基本的人権を最大限尊重しなければならぬことを改めて規定した。

〔憲法改正の禁止〕

第九十六条の七 緊急事態の宣言が発せられている間は、第九十六条の規定にかかわらず、国会による憲法改正の発議及びその国民の承認に係る投票は、行うことができない。

(新設)

※1 憲法改正については、落ち着いた環境下で冷静な議論を行うことが必要であることから、緊急事態の宣言が発せられている間の憲法改正を禁止した。

※2 本条により、宣言があつた場合における国会による憲法改正の発議だけでなく、発議後に緊急事態の宣言があつた場合における国民投票の実施も禁止される。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

第一章 天皇

〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 略

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 略

第四章 国会

〔衆議院議員の任期〕

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔法律の成立〕

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第九章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）
 【人権制限の限界の明記に関する改正】

（傍線部分は改正部分）

改正原案	現行
<p>〔個人の尊重と公共の福祉〕</p> <p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>② この憲法が保障する自由及び権利の本質的な内容は、いかなる場合においても、絶対に、これを侵してはならない。</p> <p>〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕</p> <p>第十八条 何人も、絶対にいかなる奴隷的拘束も受けない。また、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>〔思想及び良心の自由〕</p> <p>第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。内心の自由の侵害は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>〔信教の自由〕</p> <p>第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。内心における信仰の自由の侵害は、絶対にこれを禁ずる。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p> <p>第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、絶対にこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

※1 緊急時においては、平時よりも強度の人権制限が行われる可能性が高いことから、平時も含めた一般的規定として、人権制限の限界を明記することにより、その統制を図ることとした。

※2 具体的には、一般的・総則的な規定として、人権の「本質的内容」の絶対的な禁止を規定するとともに（十三条二項）、「絶対に制限してはならない人権」として、判例・学説の多数見解等を踏まえ、個別の人権条項において、①内心の自由への制限、②内心における信仰の自由への制限、③検閲、④奴隷的拘束について、絶対的に禁止する旨を規定した（十八条から二十一条まで）。

参考・現行憲法

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

* 緊急時において平時よりも強度の人権制限を行った場合における「補償」について
新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために行われた営業の自由の制限に対する「補償」の議論などを念頭に、憲法二十九条三項（財産権の補償）との関係の整理も含めて、引き続き、検討を行う。